

改訂版

差別や人権侵害のない国際人権都市・泉佐野市をめざして

『泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例』を改正しました

令和5（2023）年に『泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例』（差別撤廃条例）の改正を行いました。平成5（1993）年に制定してから30年、その間に『障害者差別解消法』、『ヘイトスピーチ解消法』、『部落差別解消推進法』のいわゆる人権三法など人権尊重のための法律がつけられましたが、インターネット上の差別や人権侵害など、新たな人権問題が起こっています。新しい時代に対応した、新しい条例で“差別のない泉佐野市”をつくっていきましょう！！

《私たち一人ひとりの力で、
差別や人権侵害をなくしていきましょう！！》

そのために

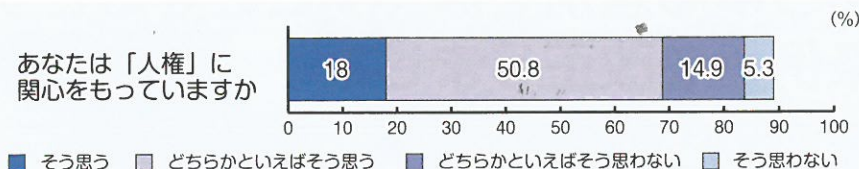
1. 積極的に学び、正しい知識をもちましょう！
2. 人権を大切にする心を育てましょう！
3. 差別をなくすために行動しましょう！

みんなの力を結集して、誰一人取り残されることのない、すべての人が人間としての尊厳や多様性を尊重・擁護される社会の実現をめざしましょう！！

「泉佐野市民の人権に関する意識調査結果について」

「人権」への関心について

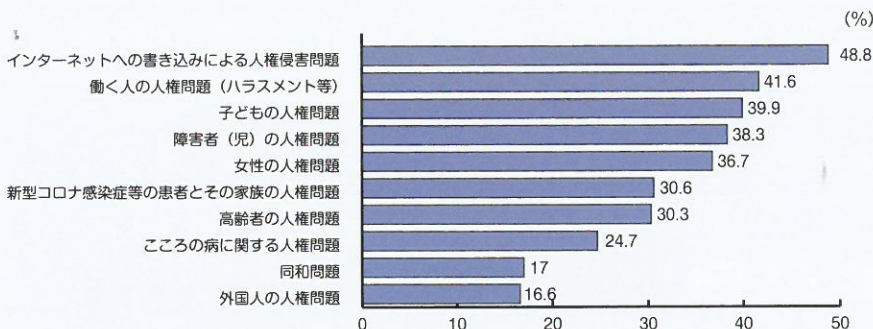
あなたは「人権」に関心をもっていますか



※「人権」に関心をもっている人は、18%となっています。

「人権」は、すべての人が生まれながらにしてもっている権利です。関心をもって学ぶことは人権を守るための第一歩です。知らない人権は守ることができません。

特に関心をもっている人権問題について（上位10位）

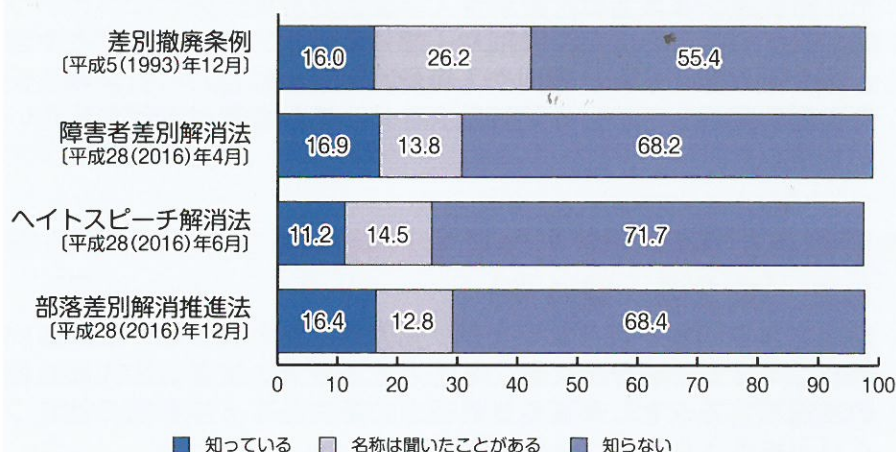


※私たちのまちにも多くの人権や差別の問題があります。

私たちの身の回りには、さまざまな人権や差別の問題があり、多くの方がそれぞれの問題に関心をもっています。なかには、今そのことでつらい思いをしている人がいるかも知れません。

▶ あなたは、人権に関する法律や条例についてどの程度知っていますか

(%)



※差別撤廃条例を知っている人は16.0%で、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法を知っている人はそれぞれ16.9%、11.2%及び16.4%となっています。

「人権に関する法律や条例」は、私たちを差別や人権侵害から守るためのものです。内容をよく知り、法律や条例を暮らしに活かしていきましょう!!

令和4（2022）年度実施

主な改正点

●差別や人権侵害を絶対に許さない決意表明と改正内容の趣旨を明らかにしました（前文）

市、市民及び事業者は、差別や人権侵害を絶対に許さないという強い決意表明のうえで、差別や人権侵害の被害者はその辛さや苦しみを乗り越えられ、差別や人権侵害行為者は自らの行為の責任を自覚し変容していける地域社会を作っていかなければならないとしました。

●事業者の責務を明らかにし、具体的な施策を定めました（第2条～第4条）

市内で事業活動を行う事業者は、市及び市民と連携し、部落差別等をなくすための施策に協力することを定め、従業員の人権意識の高揚を図るなど、事業活動を行うにあたって人権尊重の社会づくりが推進されるよう努めると決めました。

●市の総合的・計画的施策に人権教育・人権啓発を明記しました（第5条）

市は、部落差別等をなくすための総合的かつ計画的な推進のための施策として、新たに人権教育及び人権啓発に関する施策を明記しました。

●市の相談体制の充実を新たに決めました（第9条）

市は、国及び大阪府との適切な役割分担を踏まえて、部落差別等に関する相談に対応するための窓口の設置と必要な相談体制の充実を図ることを決めました。

●部落差別等の被害を受けた市民等の救済を新たに定めました（第10条）

市は、関係機関等と連携して、部落差別等による被害を受けた市民等の救済を行うことで、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会の実現を図ると定めたうえで、部落差別等の行為者が責任を自覚し、被害者等の心情への理解を促進する啓発等を行うことを定めました。

●部落差別等の行為に対する措置を新たに定めました（第11条）

部落差別等の行為者への啓発等を行っても解決が見込めないときは、市長が泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会に諮問し意見を聞いたうえで、事案の解消に必要な措置を講ずることを定めました。

●市のインターネット上の差別や人権侵害への対応について新たに定めました（第12条）

市は、インターネット上の部落差別等について、その助長と拡散を抑止するため実態の把握（モニタリング等）を行い、差別書込みや人権侵害書込みを発見または市民や事業者から報告を受けたときは、適切な方法によって消去を求めるよう努めることを定めました。

改正条例 施行日：令和5年4月1日

○泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例

平成5年9月28日
泉佐野市条例第28号

日本国憲法が保障する「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」及び世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする理念は人類普遍の原理であり、私たちはこの理念のもと差別をなくし、すべての人間が大切にされる社会の実現に向けて努力し続けなければならない。

泉佐野市では、平成5（1993）年に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定した。この条例は、包括的な差別撤廃条例として当時としては画期的なものであり、その後「差別撤廃条例を暮らしに活かそう」をテーマに不断の取り組みを重ねてきた。その間、我が国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）の制定など、差別の解消や人権尊重に関する法整備も進んできた。

しかし、それは一方で未だ法律を制定してまで取り組まなければならないほど深刻な差別の実態が存在していることでもある。また、時代の推移により、条例の制定時には想定していなかった形態での女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人に対する差別や人権侵害が新たな形態で生起し、さらに、感染症患者及びその家族に対する差別や人権侵害、性的指向や性自認に基づく差別や人権侵害、インターネット上の差別や人権侵害など、新たな対応が求められる事案も生起している。

いうまでもなく、差別や人権侵害は許すことのできない社会悪である。市、市民及び事業者は、差別や人権侵害を絶対に許さないという強い決意をもって、差別のないまちづくりに取り組まなければならない。差別や人権侵害を受けた人がその辛さや苦しみを乗り越えられるような、そして、差別や人権侵害行為を行ったものが自らの行為の責任を自覚し、変容していけるような地域社会を作っていかなければならない。

差別や人権侵害を許さず多様性が尊重され、誰もが安心して生活していける国際人権都市・泉佐野市をめざすため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、重大な社会悪である部落差別をはじめとするあらゆる差別及び人権侵害（以下「部落差別等」という。）により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかに部落差別等の解消を推進するとともに、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際人権都市・泉佐野市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民及び事業者（市内で事業活動を行うものをいう。以下同じ。）の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等をなくすための施策に協力するとともに、部落差別等の行為及び部落差別等を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、市及び市民と連携し、部落差別等をなくすための施策に協力するとともに、自らも従業員の人権意識の高揚を図るなど、事業活動を行うに当たり、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第5条 市は、部落差別等をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上並びに差別解消及び人権擁護に資する人権教育及び人権啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第7条 市は、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細かな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、部落差別等を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、部落差別等をなくす施策を効果的に推進するため、国、大阪府及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 市は、国及び大阪府との適切な役割分担を踏まえ、部落差別等に関する相談に的確に対応するための窓口の設置その他必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(部落差別等に係る救済等)

第10条 市は、関係機関等と連携し、部落差別等による被害を受けた市民等の救済を行うことにより、誰一人取り残されることがない人権尊重の社会の実現を図るとともに、部落差別等を行ったものがその責任を自覚し、部落差別等の被害者等の心情を理解することを促進する啓発等を行うものとする。

(部落差別等の行為に対する措置)

第11条 市長は、前条の部落差別等を行ったものに対して同条に規定する啓発等を行っても、なお部落差別等の事案の解決が見込めないと認めるときは、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会に諮問し、その意見を聴き、当該事案の解消に必要な措置を講ずるものとする。

(インターネット上の部落差別等への対応)

第12条 市は、インターネット上の部落差別等について、部落差別等の助長及び拡散を抑止するため実態の把握を行うとともに、部落差別等の書き込みを発見したとき又は市民若しくは事業者から部落差別等の書き込みの報告を受けたときは、適切な方法により除去を求めるよう努めるものとする。

付 則

1 この条例は、平成5年12月1日から施行する。

2 泉佐野市同対策協議会条例（昭和43年泉佐野市条例第16号）は、廃止する。

1人で悩まず、相談しましょう

● 総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）

泉佐野市内の身近な相談窓口です。

◇月～金曜日

・人権推進課

☎072-463-1212 (8:45～17:15)

※事前予約で市内公共施設への出張相談も可

※第3土曜日 10:00～12:00 【予約制】

…その週の月曜日までに人権推進課へ申し込んでください。

・南部市民交流センター

☎072-466-6464 (9:00～17:00)

・北部市民交流センター

☎072-464-5726 (9:00～17:30)

・まちの活性課（就労支援のみ）

☎072-469-3131 (8:45～17:15)

・（公社）泉佐野市人権協会

☎072-458-7444 (9:00～16:30)

● いずみさの女性センター

女性のための面接相談【予約制】

☎072-463-1212【人権推進課】

相談日・時間は要問合せ。夜間相談あり。

女性のための電話相談

☎072-469-7402【専用ダイヤル】

毎週水曜日（祝日・第5を除く）10:00～12:00、13:00～15:00

● 法務局・地方法務局及びその支局で開設している相談窓口

みんなの人権 110 番

☎0570-003-110（平日8:30～17:15）

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810（平日8:30～17:15）

子どもの人権 110 番

☎0120-007-110 <フリーダイヤル>
（平日8:30～17:15）

外国語人権相談ダイヤル

☎0570-090-911（平日9:00～17:00）

Foreign-language Human Rights Hotline

☎0570-090-911（Weekdays9:00～17:00）

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

☎ 072-463-1212 FAX 072-464-9314

e-mail : jinken@city.izumisano.lg.jp